

第 2 期

基山町子ども・子育て支援事業計画

令和 2 年 3 月

はじめに

近年、少子化や核家族化の進行をはじめ、人間関係の希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭だけではなく、地域社会全体で子どもたちを育てるという環境づくりが大変重要になっています。

国においては、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。



本町では、こうした「子ども・子育て関連 3 法」の趣旨を踏まえ、平成 27 年 3 月に「基山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの心身の健やかな成長に資するよう子育て支援に努めてまいりました。また、基山町立保育所の老朽化に伴い平成 29 年 11 月に策定した「基山町保育所整備基本構想」に基づき、保育所と子育て交流広場の機能を併せ持つ「基山っ子みらい館」を整備しました。

その間も、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の実施や、令和元年 10 月からは、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育てにかかる経済的な負担軽減の観点から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる総合的な少子化対策を推進しています。

このたび、令和元年度で計画期間が満了となる「基山町子ども・子育て支援事業計画」での取組の成果・課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「第 2 期基山町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今後は、計画に沿って各種施策を推進し、子育てに喜びを実感できるような環境の整備に努めてまいります。

本計画の推進には、行政はもとより、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域等がそれぞれの役割を果たし、オール基山で取り組むことが必要だと考えております。今後とも、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査や意見募集等にご協力いただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

基山町長 松田 一也

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景・趣旨	1
第 2 節 計画の位置づけ	2
第 3 節 計画の期間	3
第 4 節 計画の策定体制	4
第 5 節 2 期計画策定の要点	4

第 2 章 基山町の現状

第 1 節 人口等の状況	5
第 2 節 婚姻及び就労の状況	8
第 3 節 教育・保育施設の現状	10
第 4 節 ニーズ調査結果	14
第 5 節 前回計画の進捗	17

第 3 章 計画の概要

第 1 節 基本理念・基本目標	19
第 2 節 計画の体系	22

第 4 章 基本目標ごとの取り組み

基本目標 1 地域における子育ての支援	25
基本目標 2 子どもや母親の健康の確保及び増進	35
基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備	44
基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備	57
基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進	65
基本目標 6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	67
基本目標 7 子どもの貧困対策の推進	75

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

第1節 教育・保育提供区域.....	85
第2節 子ども・子育て支援給付.....	86
第3節 地域子ども・子育て支援事業.....	90
第4節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供や その推進体制の確保.....	97

第6章 計画の推進体制

第1節 計画の推進.....	99
第2節 計画の推進管理.....	99
第3節 住民及び関係団体等との連携.....	100

資料編

基山町子ども・子育て会議条例.....	101
基山町子ども・子育て会議委員名簿.....	102
子ども・子育て支援事業計画策定の経過.....	103

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景・趣旨

国においては、平成 15 年に「少子化対策基本法」・「次世代育成支援対策推進法」が制定され、子ども・子育て支援について総合的な施策が講じられてきました。また、平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしており、市町村が地域の状況に応じて「子ども・子育て支援事業計画」を作成することが義務づけられました。

本町においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年に「基山町次世代育成支援行動計画（前期）」、平成 22 年に「基山町次世代育成支援行動計画（後期）」を策定しました。また、平成 27 年には、「子ども・子育て支援法」に基づき、「基山町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

このように全国でも取り組みが進められている中、子育てをめぐる社会環境は依然厳しく、少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児保育ニーズの増大など、子どもたちや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

このようなことから、国では、平成 28 年に児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しがなされ、平成 29 年に「子育て安心プラン」、平成 30 年に「新・放課後子ども総合プラン」が公表されました。また、令和元年 10 月からは幼児教育・保育の無償化が実施されています。

本町では、「基山町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度末で終了することから、さらなる子育て支援の充実を図るため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間とした「第 2 期基山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第 1 期計画に引き続き、子どもたちの健やかな育ちと保護者の子育てを、社会全体で支援する環境整備を目的として取り組みを推進します。

第2節 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定したものです。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」の有効期間は、一般事業主行動計画のさらなる推進の観点から、令和7年度まで延長となり、同法第8条で定める「市町村行動計画」の策定は任意とされています。第1期の「基山町子ども・子育て支援事業計画」では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を引き継ぎ策定していることから、第2期計画においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」の性格を備えた内容としています。

(3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に配慮した計画

貧困の状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「市町村計画」を内包し策定したものです。

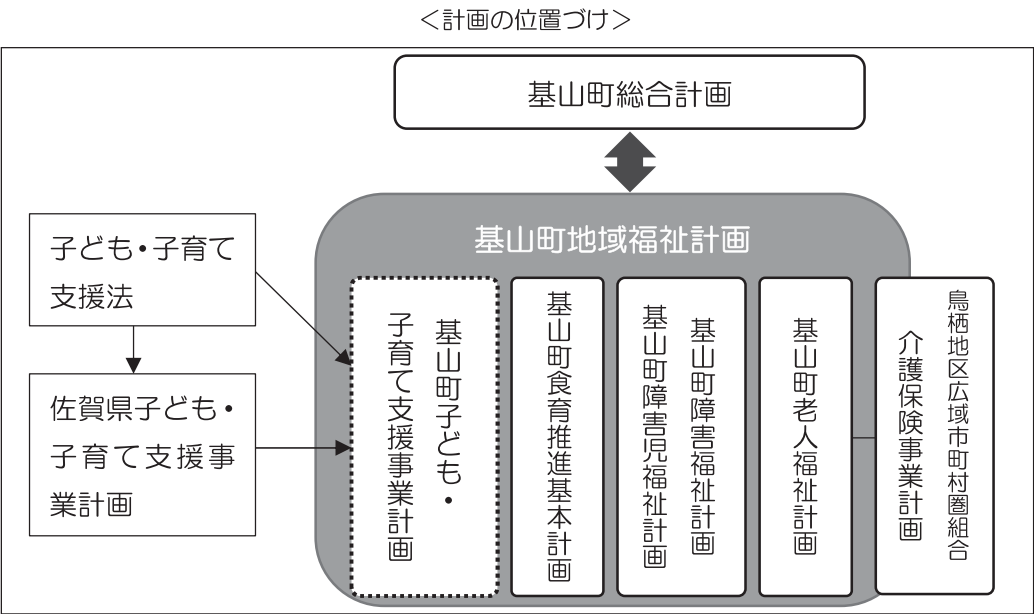
子どもの貧困対策の推進に関する法律（抄）

（都道府県計画等）

第九条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（４）基山町総合計画を上位計画とする子ども・子育てに係る総合的な計画

本計画は、まちづくりの基本となる「基山町総合計画」を上位計画として、基山町地域福祉計画と連携し、障害児福祉計画等の関連する計画との整合性を持たせ、本町の子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定しました。



第３節 計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
← 子ども・子育て支援事業計画					第２期 子ども・子育て支援事業計画 →				

第4節 計画の策定体制

(1) 基山町子ども・子育て会議の設置

幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援施策の推進に係る検討を行うため、保護者、事業者、学識経験者などから構成される「基山町子ども・子育て会議」において協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) 子ども・子育て支援に係るアンケート調査の実施

本計画の策定に向けて、住民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握するため、就学前児童（0～5歳）及び小学生児童（6～11歳）を持つ全世帯を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の内容について広く意見をうかがうため、令和2年2月12日から令和2年3月12日までの期間にパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

第5節 2期計画策定の要点

◆子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正により、第2期計画の策定においては、「新・放課後子ども総合プラン」の公表、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直し、幼児教育・保育の無償化の実施、その他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させることが求められています。

＜子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記(2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う追記 |
|--|

第 2 章 基山町の現状

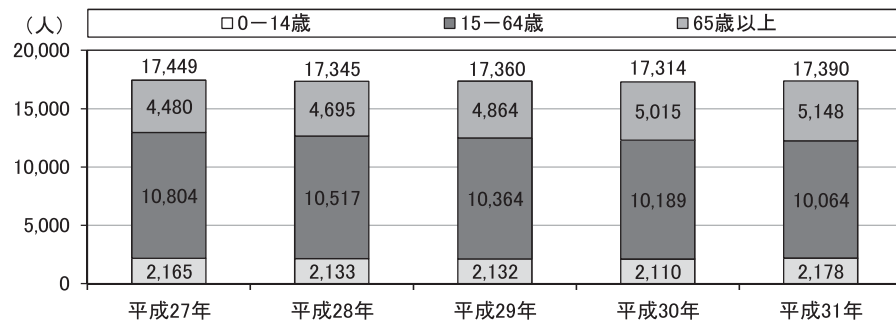
第1節 人口等の状況

(1) 人口の推移

全国的に人口減少が進む中、基山町の総人口は平成27年以降、増減を繰り返しつつ17,000人台で推移しており、平成31年には17,390人となっています。

年齢3区分別の内訳をみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、平成27年から平成31年にかけて740人減少しています。一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成27年から平成31年にかけて668人増加しています。

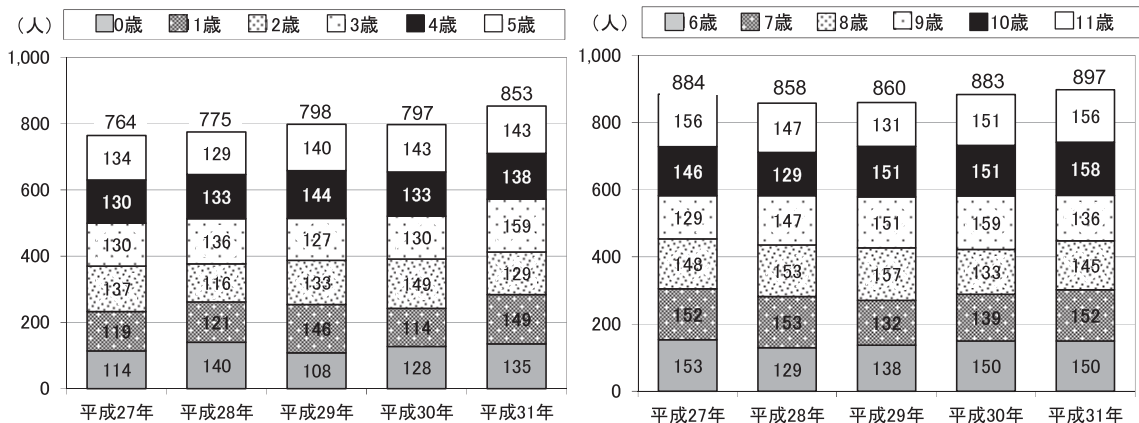
＜人口の推移＞



資料：平成27～31年・住民基本台帳（3月31日現在）

児童人口（0～11歳）の推移をみると、就学前児童（0～5歳）は、微増傾向にあり、平成31年には853人となっています。小学生児童（6～11歳）は、ほぼ横ばいで推移しており、平成31年には897人となっています。

＜児童人口の推移＞



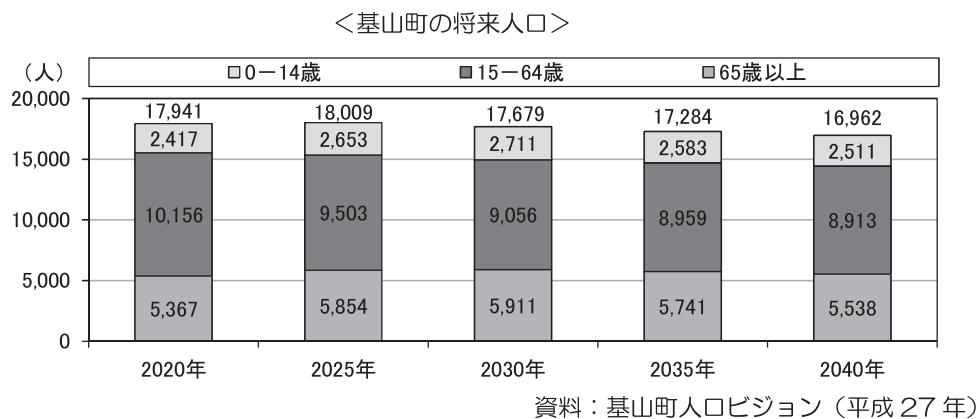
資料：平成27～31年・住民基本台帳（3月31日現在）

（２）将来の人口推計

将来の人口推計は、本計画の上位計画にあたる「第５次基山町総合計画（平成２８年度～令和７年度）」の基礎資料となっている「基山町人口ビジョン（平成２７年度策定）」において推計されている結果（シミュレーション３）に則ります。

これは、合計特殊出生率が２０３０年に１．７７、２０４０年までに２．０７に上昇し、社会増減は、人口移動が２０４０年までにゼロに収束、更に、住宅施策、空き家対策等人口増施策を行うと仮定した推計となります。

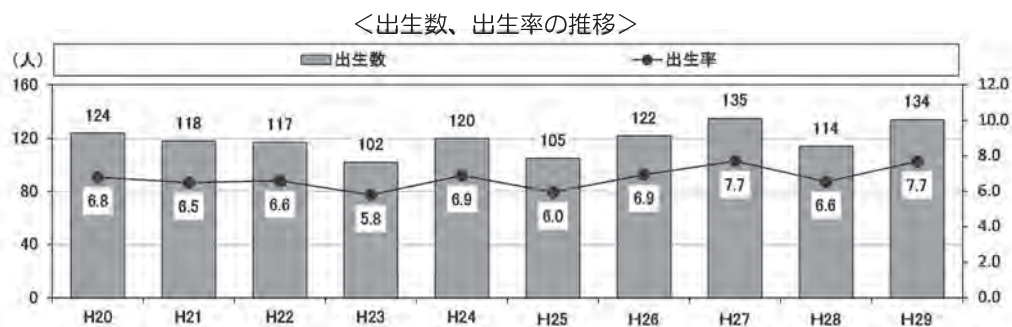
なお、本計画では、この人口推計に基づき、ニーズ量を算出しています。



（３）出生数・出生率の推移

出生数は、平成２０年から平成２３年にかけて緩やかな減少傾向にありましたが、平成２４年以降は増減を繰り返しつつ微増傾向にあります。

出生率（人口千人当たり出生数）についても、出生数と同様に推移しており、平成２９年では７．７となっています。



資料：人口動態統計（各年１月１日～１２月３１日）

※出生率：人口千人当たりの出生数

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率（平成 20～24 年）は 1.25 となっており、全国（1.38）・佐賀県（1.61）よりも低くなっています。

＜合計特殊出生率（平成 20～24 年）＞

	全国	佐賀県	基山町
平成20～24年	1.38	1.61	1.25

資料：平成 20～24 年人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

(5) 世帯構成の推移

総世帯数は増加傾向にあり、平成 7 年から平成 27 年にかけて 1,247 世帯増加しています。

また、核家族世帯数は平成 7 年から平成 27 年にかけて 620 世帯増加しており、一世帯当たり人員数についても平成 27 年では 2.77 人と減少していることから、核家族化が進行していることがうかがえます。

＜世帯の家族類型の推移＞

（単位：世帯）

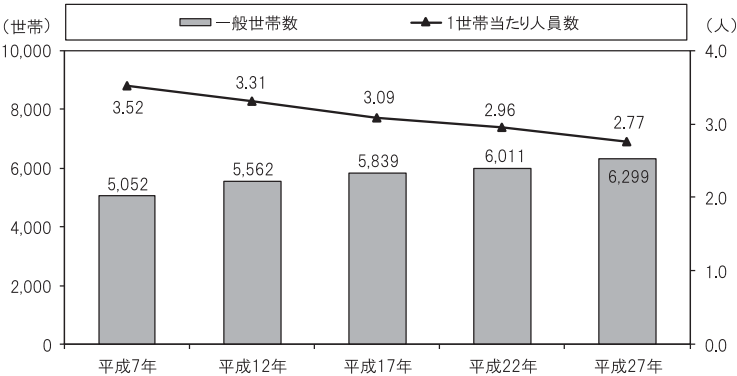
	一般世帯	親族のみの世帯							単独世帯	非親族を含む世帯
		核家族世帯					核家族以外の世帯			
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども				
平成7年	5,052	3,431	766	2,331	38	296	1,058	559	4	
平成12年	5,562	3,768	942	2,357	50	419	1,055	736	3	
平成17年	5,839	3,896	1,104	2,275	68	449	985	948	10	
平成22年	6,011	3,941	1,317	2,074	61	489	902	1,138	30	
平成27年	6,299	4,051	1,511	1,970	73	497	803	1,403	36	

資料：国勢調査

※世帯の家族類型「不詳」を含む。

但し、平成 27 年の内訳には、家族類型「不詳」が含まれていないため、「一般世帯」と一致しない。

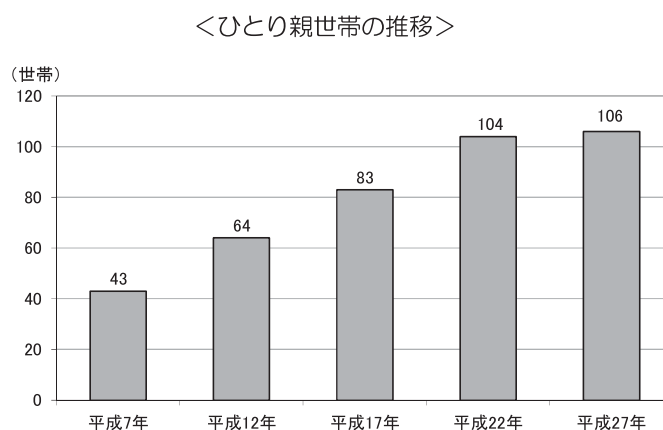
＜一般世帯数・一世帯当たりの人員数の推移＞



資料：国勢調査

（６）ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯（20歳未満の子どもがいる母子のみ、父子のみの家庭）は、平成7年以降増加傾向にあり、平成27年では106世帯となっています。

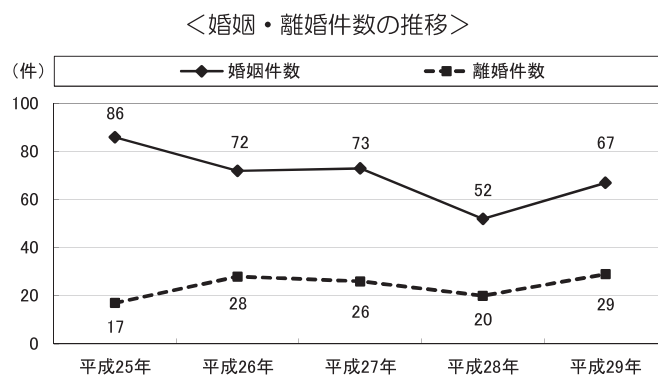


資料：国勢調査

第2節 婚姻及び就労の状況

（１）婚姻・離婚の状況

婚姻件数は、平成25年から平成29年にかけて19件減少しています。一方、離婚件数は、ほぼ横ばいで推移しています。

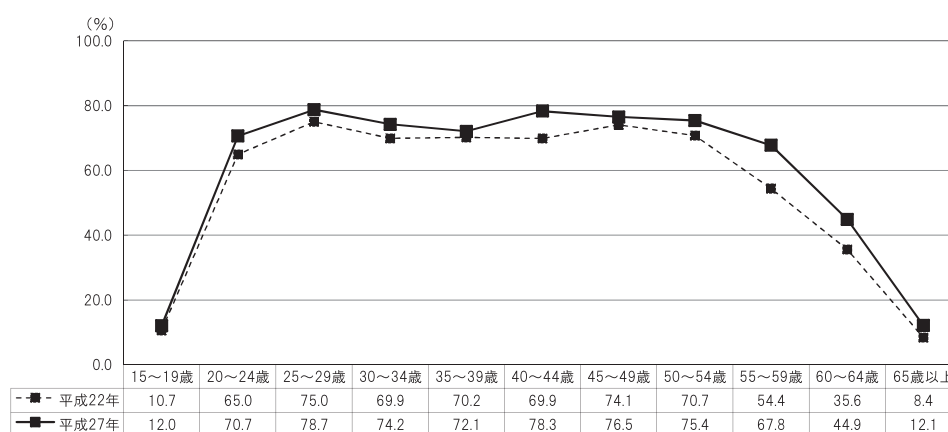


資料：人口動態統計

(2) 女性の就労状況

女性の年齢別就業率について、平成 22 年の結果と比較すると、平成 27 年では、すべての年代で就業率は高くなっており、特に、40 代前半では 8.4 ポイント増加しています。

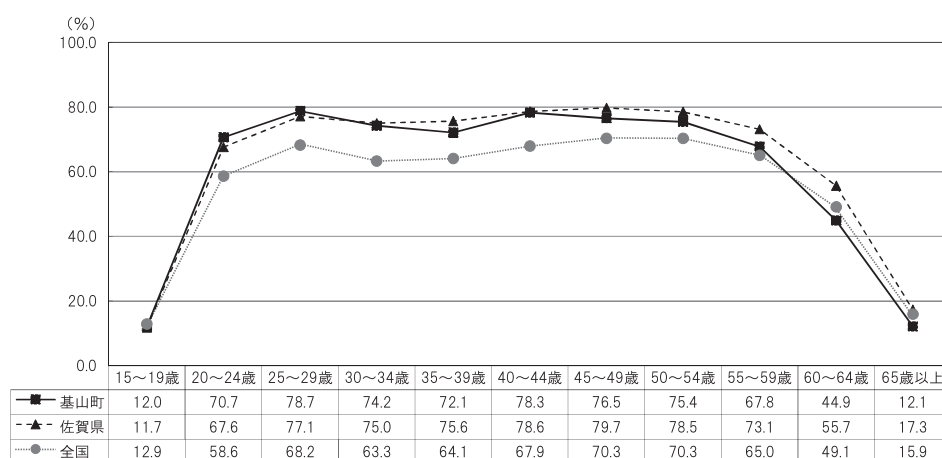
＜女性の年齢別就業率の推移＞



資料：国勢調査

平成 27 年の就業率を全国や県全体と比較すると、本町は、県と同じようなカーブを描いており、20 代から 40 代前半にかけては、全国より 10 ポイント程度高くなっています。また、全国・県では 30 代前半、本町では 30 代後半を谷間とする M 字カーブとなっていることから、結婚を機に子育てが終わるまで離職する女性や、未婚化・晩婚化などにより就業を継続する女性が増加したことによるものと考えられます。

＜女性の年齢別就業率（県比・全国比，平成 27 年）＞



資料：国勢調査

第3節 教育・保育施設の現状

(1) 認可保育所・認定こども園の状況

本町には、平成31年4月1日現在、公立認可保育所が1園（基山保育園）、私立認可保育所が1園（たんぼぼ保育園）あります。

平成31年度の入所児童数は327人、定員に対する入所者の割合は96.2%です。入所児童数の内訳をみると、3～5歳児は平成27年度から横ばいで推移していますが、0～2歳児は平成27年度から平成30年度で34人増加しています。

認定こども園については、平成31年度に基山バディ認定こども園が設置され、104人入所しました。定員に対する入所者の割合は、72.2%となっています。

これまでに待機児童は発生していませんが、0～2歳児を中心に保育ニーズが高まっていることから、今後は実情に応じた待機児童を発生させない対策が必要です。

なお、令和2年度には、基山保育園の建て替え及びたんぼぼ保育園の幼保連携型認定こども園への移行に伴い、それぞれ定員が増える予定です。

<認可保育所の状況>

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所数(箇所)	2	2	2	2	2
定員(人)	350	390	390	390	340
入所児童数 (人)	0歳	11	10	12	11
	1歳	48	53	59	59
	2歳	48	55	67	71
	3歳	74	64	65	69
	4歳	75	77	72	70
	5歳	73	77	76	72
	合計	329	336	351	352
	0～2歳	107	118	138	141
	3～5歳	222	218	213	211
入所数/定員	94.0%	86.2%	90.0%	90.3%	96.2%

資料：こども課（各年度4月1日時点）

<認可保育所別の入所者数>

(単位:人)

保育所名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成31年度 定員数
基山保育園	219	200	210	215	178	200
たんぼぼ保育園	110	136	141	137	149	140
合計	329	336	351	352	327	340

資料：こども課（各年度4月1日時点）

＜認定こども園の状況・入所者数＞

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認定こども園数(箇所)		0	0	0	0	1
定員(人)						144
入所児童数 (人)	0歳					5
	1歳					24
	2歳					19
	3歳					28
	4歳					18
	5歳					10
	合計					104
	0～2歳					48
	3～5歳					56
入所数/定員						72.2%

資料：こども課(各年度4月1日時点)

(2) 幼稚園の状況

平成31年度から基山幼稚園と見真幼稚園が統合し、平成31年4月1日現在、本町の幼稚園数は1園(見真幼稚園)となっています。入所児童数は年々減少傾向にあります。

＜幼稚園の状況＞

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園数(箇所)		2	2	2	2	1
定員(人)		465	465	465	465	360
入所児童数 (人)	3歳	79	70	51	61	47
	4歳	65	90	77	54	56
	5歳	82	68	96	77	53
	合計	226	228	224	192	156
入所数/定員		48.6%	49.0%	48.2%	41.3%	43.3%

資料：学校基本調査(各年度5月1日時点)

＜幼稚園別の入所児童数＞

(単位:人)

幼稚園名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成31年度 定員数
基山幼稚園	72	64	56	43		
見真幼稚園	154	164	168	149	156	360
合計	226	228	224	192	156	360

資料：学校基本調査(各年度5月1日時点)

(3) 小規模保育施設の状況

本町には、平成31年4月1日現在、小規模保育施設が2園（ころころ保育園・ちびはる保育園）あります。

平成31年度の入所児童数は34人、定員に対する入所者の割合は89.5%となっており、年度によって上下しているものの、過去最大人数となっています。

なお、令和2年3月に、ころころ保育園の認可廃止が決定しており、それに代わる施設として、新たに小規模保育施設（定員19名）が開所予定となっています。

<小規模保育施設の状況>

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所数(箇所)	1	2	2	2	2
定員(人)	19	38	38	38	38
入所児童数 (人)	0歳	0	2	0	2
	1歳	6	9	10	9
	2歳	8	22	16	20
	合計	14	33	26	31
入所数/定員	73.7%	86.8%	68.4%	81.6%	89.5%

資料：こども課（各年度4月1日時点）

<小規模保育施設別の入所児童数>

(単位:人)

保育所名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成31年度 定員数
ころころ保育園	14	18	17	12	17	19
ちびはる保育園		15	9	19	17	19
合計	14	33	26	31	34	38

資料：こども課（各年度4月1日時点）

(4) 放課後児童クラブの状況

本町では、基山小学校区「ひまわり教室」と若基小学校区「コスモス教室」の2箇所放課後児童クラブを運営しています。利用学年は、小学校1年生から6年生までとなっています。

放課後児童クラブに登録している児童は一時減少していましたが、平成29年度以降は増加傾向にあり、平成31年度では204人となっています。また、平成29年度にひまわり教室の増室を行い、定員枠を拡大しましたが、平成31年度の登録児童数の割合は、72.9%と過去最大となっています。

＜放課後児童クラブの状況＞

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
放課後児童クラブ数(箇所)	2	2	2	2	2
定員(人)	220	220	220	280	280
登録児童数(人)	151	136	141	153	204
うち、1～3年生	135	124	120	124	167
うち、4～6年生	16	12	21	29	37
定員－登録児童数(人)	69	84	79	127	76
登録児童数割合	68.6%	61.8%	64.1%	54.6%	72.9%

資料：こども課（各年度4月1日時点）

※定員（人）は、学年全体の合計となる。（以下、利用者数同様）

＜放課後児童クラブ別の利用者数：1～3年生＞

（単位：人）

施設名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成31年度 定員数
ひまわり教室	93	84	84	96	138	200
コスモス教室	42	40	36	28	29	80
合計	135	124	120	124	167	280

資料：こども課（各年度4月1日時点）

＜放課後児童クラブ別の利用者数：4～6年生＞

（単位：人）

施設名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成31年度 定員数
ひまわり教室	16	12	17	26	30	200
コスモス教室	0	0	4	3	7	80
合計	16	12	21	29	37	280

資料：こども課（各年度4月1日時点）

第4節 ニーズ調査結果

(1) ニーズ調査の概要

子育て家庭における各種サービスの利用意向や生活実態等を把握することを目的として、「基山町子ども・子育て支援に係るアンケート調査」を実施しました。

調査の概要は、以下のとおりです。

＜ニーズ調査の概要＞

1. 調査の種類	就学前児童の保護者対象調査、 小学生児童の保護者対象調査の2種類	
2. 調査対象者	町内在住の就学前児童をお持ちの保護者 町内在住の小学生児童をお持ちの保護者	
3. 調査手法	保育所や幼稚園、小学校を通じた配布・回収 その他、郵送による配布・回収	
4. 調査期間	令和元年6月21日～令和元年6月28日	
5. 回収状況	就学前児童調査	小学生児童調査
有効回収数／配布数	582件/865件	699件/898件
有効回収率	67.3%	77.8%

(2) ニーズ調査の結果

1) 保護者の就労状況について（就学前・小学生）

父親については、フルタイムで就労している人が全体のほとんどを占めており、母親については、5年前の調査結果と比較すると、就労している人が増加しており、働く女性の増加がうかがえます。また、母親のうち、パート・アルバイト等からフルタイムへ転換したい人の割合も増加していることから、今後、保育・教育ニーズが上昇すると考えられます。

2) 地域子育て支援拠点事業について（就学前）

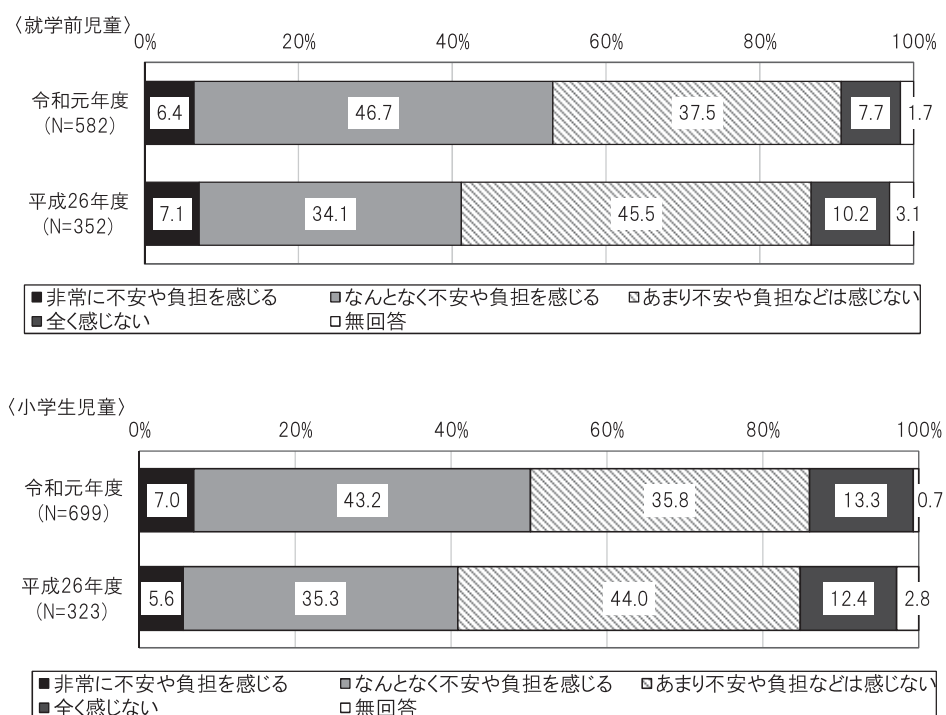
きやま子育て交流広場等の地域子育て支援拠点事業を利用している人は2割程度となっており、今後の利用意向は、前回調査よりもやや高くなっています。

3) 子育てに関する悩み・不安について（就学前・小学生）

子育てに関する悩みや負担を感じている人の割合は増加しており、半数を超えています。日常の子育てに関する悩みについては、「病気や発育に関すること」が増加しており、特に不安に思う・悩んでいることについては、「子育てによる身体の疲れが大きい」「子育てで出費がかさむ」等が増加しています。仕事と子育てを両立させる上では、「自分や子どもが病気・ケガのときに代わりに面倒をみる人がいない」ことを大変だと感じている人が増加しています。

また、子育てに関する情報の入手方法については、インターネットを利用する人が増加しています。

＜子育てに不安感や負担感を感じるか＞



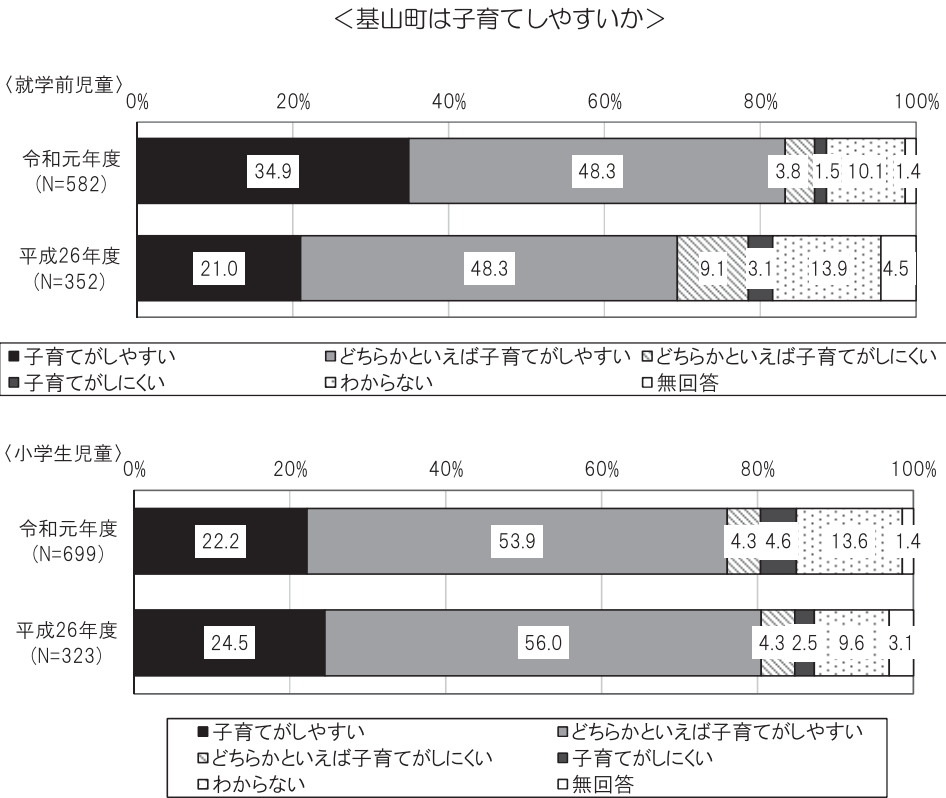
資料：基山町子ども・子育て支援に係るアンケート調査：就学前児童問 25

小学生児童問 17

4) 基山町の子育てのしやすさ・子育て施策について（就学前・小学生）

本町の子育て環境について、「子育てがしやすい」「どちらかといえば子育てがしやすい」と回答した人は全体の8割程度となっています。就学前児童においては、「子育てがしやすい」と回答した人が増加していますが、小学生児童においては僅かに減少しています。

また、充実してほしい支援については、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「親子で楽しめるイベントを開催してほしい」等を思う人が増加しています。



資料：基山町子ども・子育て支援に係るアンケート調査：就学前児童問 31

小学生児童問 24

第5節 前回計画の進捗

(1) 数値目標の達成状況

前回計画で掲げた数値目標の達成状況は、次のとおりです。

＜数値目標の達成率＞

(単位:%)	基準値(H26)		目標値(H31)		実績値(H31)／ 実績値-目標値	
	就学前児童	小学生児童	就学前児童	小学生児童	就学前児童	小学生児童
	保護者	保護者	保護者	保護者	保護者	保護者
①子育てのしやすさの割合	69.3	80.5	80.0	85.0	83.2／ 3.2ポイント	76.1／ ▲8.9ポイント
②子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	41.2	40.9	35.0	35.0	53.1／ ▲18.1ポイント	50.2／ ▲15.2ポイント

論拠：基山町子ども・子育て支援に係るアンケート調査

①「子育てがしやすい」「どちらかといえば子育てがしやすい」と回答した人の割合

②子育てに関して、「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した人の割合

①「子育てのしやすさの割合」について、就学前児童においては、目標値を達成しており、子育てをしやすいと感じている人は増加しています。一方、小学生児童においては、基準値を下回り、未達成となりました。

②「子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合」について、就学前児童、小学生児童ともに基準値・目標値を下回り、未達成となりました。

（２）２期計画策定に向けた課題

統計データやニーズ調査からみられた本町の現状を踏まえ、第２期計画において考えられる課題は次のとおりです。

◆教育・保育ニーズの増加や多様化に対応できる子育て支援体制の整備

核家族化が進行し、女性の就業率が上昇傾向となっていることから、今後も教育・保育ニーズが高まることが予想され、地域における子育て支援は重要になっています。このため過不足なく、適切にニーズを見込んだ上で、これを確保できる事業の整備に取り組む必要があります。

また、少子化や核家族化などによる子どもや家庭を取り巻く環境の変化に伴い、教育・保育ニーズが多様化しており、多様な社会資源を活用しながら、きめ細やかな対応が求められます。

◆妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の整備

ニーズ調査によると、子どもの病気や発育に関して悩みをもつ保護者が増加しており、保護者の不安を少なくするためにも、子どもの病気や発育について気軽に相談できる体制づくりが重要となります。子育て世代包括支援センターでのワンストップ相談や基山っ子みらい館、保健センター、保育所・幼稚園、学校、地域など関係機関のネットワークの強化が求められます。

◆子育てに関する悩みや負担感の軽減

ニーズ調査によると、子育てに関する悩みや負担感をもつ保護者が増加しており、特に、子育てによる身体の疲れや、子育てにかかる出費について不安に思う保護者が多いようです。相談体制の整備はもちろんのこと、地域子ども・子育て支援事業の充実及び周知を図り、子育てによる身体的及び精神的両面の疲労を軽減できるような機会の提供が求められます。

また、子育て家庭のさらなる経済的負担の軽減に向けて、子どもの医療費や健康診査費用、住居費用等の助成拡充を検討していく必要があります。さらに、経済的な問題により子どもたちの学ぶ意欲・機会が阻害されないよう、学習支援等の拡充を検討していく必要があります。

第 3 章 計画の概要

第1節 基本理念・基本目標

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

子育ての基本は家庭であることから、保護者が子育てについて第一義的責任を持つという基本的認識のもと、本町では、次代の社会を担う子どもが健やかに、かつ、安全に育成される社会の実現を目指し、子育てを支援する体制の整備を図っていきます。子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子どもとしっかり向き合いながら教育・保育の安定的な提供等を計画に位置づけ、子どもの健やかな成長を支援し、この計画の理念とします。

(2) 基本理念

本町が子ども・子育て支援事業を推進するにあたり、第1期計画の理念を踏襲し、目指すべき基本理念を次のとおり定めます。

**みんなで、支えて、育てあう、
やさしさあふれるまち きやま**

(3) 基本方針

基本理念を実現するために、子ども・家庭・地域などが責務の認識と子育ての意義について理解されるよう、次のような基本方針を掲げます。

1. 子どもの権利の尊重

わが国は、平成6年から「児童の権利に関する条約」の締約国として、子どもに関わる種々の権利が擁護されるような施策を推進することが要請されています。このことから、子ども・子育て支援施策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要です。

2. 社会全体による子育て支援

子ども・子育て支援施策は、保護者が子育てについての第一義的責任を持つという基本的認識のもとに、行政はもとより、地域社会や企業・事業所等を含めたオー

ル基山で協力して取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働のもとに施策を進めていきます。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター、基山っ子みらい館、保健センター、保育所・幼稚園、学校、地域など関係機関のネットワークを強化していきます。

3. 次代の親づくり

子どもは次代の親となるものという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを推進することが必要です。そのために、世代間の交流機会や体験講座等、子どもたちのころからのふれあいやなじみやすい環境づくりを進めていきます。

4. すべての子どもと家庭への支援

子ども・子育て支援施策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て家庭の孤立化等の問題をふまえ、すべての子どもと家庭への支援という観点から広く推進することが必要です。また、ひとり親家庭など、支援が必要な困難を抱えている子ども・家庭を、様々な場面でできるだけ早期に把握し、具体的な支援や見守りにつなげていくことが必要です。

5. 利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組み

社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。そのため、子ども・子育て支援施策の推進においては、個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った多様な子育て支援サービスや保育サービスを提供するとともに、幼児教育の柔軟かつ総合的な取り組みを推進します。また、子育て相談のワンストップ化を図り、様々な子育てに関する悩み・不安に対応していきます。

6. サービスの質の確保

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの量を適切に供給するとともに、サービスの質を確保することが重要です。そのため、子ども・子育て支援においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の育成及び資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めていきます。

7. 地域における社会資源の効果的な活用

地域においては、子育てに関する活動を行う特定非営利活動法人（NPO法人）、子育てサークル、母親クラブ、子どもクラブ、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、補導員や民生委員、児童委員等が活動しています。また、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等の活動を希望する高齢者も多く、加えて地域の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また、児童家庭支援センターや基山っ子みらい館、子育て世代包括支援センター、多世代交流センター憩の家、福祉交流館、公民館、学校施設など、各種の公共施設の活用を図ります。

（４）基本目標

基本方針を実現するために必要な支援や環境づくりを、7つの基本目標として設定します。

＜基本目標＞

- 基本目標1. 地域における子育ての支援
- 基本目標2. 子どもや母親の健康の確保及び増進
- 基本目標3. 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備
- 基本目標4. 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本目標5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 基本目標6. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
- 基本目標7. 子どもの貧困対策の推進

（５）数値目標

本計画においては、計画全体の指標設定を行い、計画の目標とします。

＜数値目標＞

(単位：%)	現状値(令和元年)		目標値(令和6年)	
	就学前児童 保護者	小学生児童 保護者	就学前児童 保護者	小学生児童 保護者
①子育てのしやすさの割合	83.2	76.1	85.0	80.0
②子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	53.1	50.2	40.0	40.0

論拠：基山町子ども・子育て支援に係るアンケート調査

①「子育てがしやすい」「どちらかといえば子育てがしやすい」と回答した人の割合

②子育てに関して、「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した人の割合

第2節 計画の体系

